

教育委員会臨時会

日時：平成25年4月11日（木）午後1時26分～

場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、山本明峰、小松泰子、篠原通夫

事務局及び説明者 岩本事務局長、山浦課長、朝倉課長、小野副課長、
高橋総務部長、長田庶務課長

会議録署名委員： 早藤義則、小松泰子

委員長 皆さん、こんにちは。本当に春らしい天気になって、外はとても気持ちがいいですが、今日の臨時会の内容は、昨日、緊急にいろいろと大変な事態が起こっております。皆さんにもお知らせしてありますが、本日は、さまざまな状況について、事務局の方から、説明していただくようになっております。今日の案件につきましては、特に急を要していることもありましたので、臨時会ということで開催させていただきました。それでは、教育委員会臨時会を開催いたします。先ず、本日の会議の議事録署名人ですが、わたくし早藤と小松委員よろしくお願いたします。案件に入ります前に、本日の案件で人事に関する事等がございますので、報告事項の3番目から議決案件の2番目までは秘密会にしたいのですがよろしいでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 それでは、報告事項の3番から下は、全て秘密会とさせていただきます。では、案件に入ります。

(1) 報告事項

① 重要な教育財産の引継について

委員長 重要な教育財産の引継について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、説明いたします。資料1をご覧ください。

(資料1に基づき、内容を説明)

- ・ 平成25年3月29日付けで、湯河原町長から湯河原町教育委員会教育委員長宛に提出された「重要な教育財産の引き継ぎについて」について説明

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

山本委員 湯河原高等学校の取得というのは、土地と建物ということですね。

山浦課長 はい。ただし、取得費については、土地の価格のみで、建物は評価に入っていません。

石井委員 プールの撤去について、その跡の利用について、教育委員会としてはどの様に考えていますか。

山浦課長 3年以内にプールを撤去することになっていますが、その跡の利用については給食室という問題も出ていますが、現段階では詳しい内容はできておりません。

石井委員 教育委員会としても、利用方法、方向性について協議していかないと、いけないと思います。3年間はすぐに過ぎてしまいます。

岩本局長 わかりました。

委員長 ただいま、石井委員からご指摘がありましたことは、町が中学校を取得し、町から教育委員会に教育財産が引き継がれましたが、県との契約の中に3年以内にプールを撤去することとなっています。今後、教育委員会の中で、撤去した跡の利用について、時期や内容等についての検討をできるだけ早く始めてゆくということでございます。

その他にご質問等がありますでしょうか。

委員 質問なし

委員長 質問等がないようなので、次の案件に入ります。

② 湯河原町教育委員会後援等承認申請について

委員長 湯河原町教育委員会後援等承認申請について説明をお願いします。

岩本局長 それでは、説明いたします。資料2をご覧ください。

(資料2に基づき、内容を説明)

- ・ 後援等承認申請について説明

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

小松委員 昨年度は、実行委員の名簿から削除していただけたということですが、今年度は削除できないという理由は何ですか。

岩本局長 理由につきましてはわかりませんが、実行委員会に諮った結果、削除しないということでございます。

石井委員 内容は教育的なものですか。

岩本局長 そのことにつきましても、調べる必要があると考えています。

石井委員 後援名義の申請が教育委員会へのものなので、教育に関する内容でないとおかしなことになるのでは。

また、申請書の中の添付資料(5)の部分に教育長賞の賞状の交付を受ける場合についての記載がありますが、今回は賞状を交付するのですか。

岩本局長 今回、賞状の交付はありません。

石井委員 それでは、この部分は取り消し線等で消したほうがいいのではないですか。

岩本局長 わかりました。

小松委員 確認ですが、実行委員の中の1名が申請書から削除されれば、問題なく承認されるということですね。

岩本局長 そのように考えております。

委員長 町及び教育委員会が、後援名義の許可を出す場合の規定があつたかと思いますが、この申請書類だけからでは、それに抵触する部分というのは、ないということでしょうか。

岩本局長 規定の中に「教育行政又は文化活動の促進に関する事業で、広く町民を対象とするもの。」とあり、この部分に抵触するか否かを判定することになるかと考えています。

委員長 例えば、折込チラシ等で広く募集すれば、「広く町民を対象とするもの」という条件をクリアできてしまうものなんですか。

岩本局長 ただ、この団体が公益的性格を有しているかということについては、申請書だけでは判断できないので、会則等を提出してもらい、判定する必要があると考えています。

山本委員 後援というのは、具体的には名義を使っていいということですか。

岩本局長 そうです。

小松委員 もし、町又は教育委員会が後援名義の承認をしない場合は、これは、後援なしで開催されるということですか。

岩本局長 そういうことです。

委員長 いかがでしょう。この件につきましては、事務局で検討していただくということで、いかがでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 それでは、次の案件に入ります。

③ 湯河原町懲戒分限審査委員会（湯河原中学校建物火災）に係る審査結果について

委員長 湯河原町懲戒分限審査委員会（湯河原中学校建物火災）に係る審査結果について説明をお願いします。

高橋総務部長 皆さん、こんにちは、総務部長の高橋でございます。日頃から、大変お世話になっております。この場をお借りしてお礼申し上げます。それでは、湯河原町懲戒分限審査委員会（湯河原中学校建物火災）に係る審査結果について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

《高橋総務部長、長田庶務課長 退室》

委員長 それでは、以上3点の報告事項を終了し、協議事項に入ります。

（2） 協議事項

① 湯河原町体罰調査委員会審議結果に基づく処分について（協議第1号）

委員長 協議第1号、湯河原町体罰調査委員会審議結果に基づく処分について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、協議第1号 湯河原町体罰調査委員会審議結果に基づく処分について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 審議の結果、体罰調査委員会審議結果及び体罰調査委員会審議結果に基づく処分について（案）を承認。保護者宛の報告文章については、事務局で内容等について再検討する。

委員長 それでは、協議第1号については終了します。続きまして、議決事項に入ります。

（3） 議決事項

《関係職員 退室》

① 職員の人事について（議案第1号）

② 職員の人事について（議案第2号）

委員長 議案第1号及び議案第2号については、二つとも職員の人事に関する議案なので、一緒に上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議案第1号、議案第2号 職員の人事について説明をお願いします。

岩本局長 それでは、議案第1号 職員の人事について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

続きまして、議案第2号 職員の人事について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 審議の結果、議案第1号、議案第2号 職員の人事について承認

委員長 以上で、議案第1号、議案第2号を終了します。

《関係職員 入室》

委員長 案件につきましては、報告事項、協議事項、議決事項すべて終了しましたので、その他に入ります。

（4） その他

① その他

- ・ 中学校の事故について報告
- ・ 明日、午後1時30分から総務文教福祉常任委員会協議会が開催されることについて報告

委員長 それでは、ちょうど1週間後の18日に定例会がございますが、もし、その前に何かありましたら、臨時会の開催ということもございます。こういう特別な事項についても、今後、きちんとした対応、状況の把握をしていきたいと思っております。皆様方にも、是非、今後子ども達の健やかな成長に対するご協力・ご支援の方法等を考えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

では、本日の臨時会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

（終了時間 午後3時47分）